

庄内町地球温暖化対策実行計画
(区域施策編・事務事業編・気候変動対策)

令和3年3月
庄内町

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
(1) 地球温暖化問題とは.....	1
(2) 地球温暖化の現状と影響.....	2
(3) 地球温暖化対策に関する動向.....	4
2. 庄内町の特徴.....	6
(1) 位置・地勢.....	6
(2) 気候.....	6
(3) 土地利用.....	6
(4) 人口.....	6
(5) 産業.....	8
3. 計画の目的と位置づけ.....	9
(1) 計画の目的.....	9
(2) 計画の位置付け.....	9
4. 計画期間と基準年度.....	10
(1) 計画期間.....	10
(2) 基準年度.....	10
第2章 区域施策編（町内全体）.....	11
1. 基本的事項.....	11
(1) 対象とする温室効果ガスの種類.....	11
(2) 庄内町の二酸化炭素総排出量.....	12
(3) 削減目標.....	13
第3章 事務事業編（町営部分）.....	18
1. 基本的事項.....	18
(1) 対象とする範囲.....	18
(2) 対象とする温室効果ガス.....	19
(3) 基準年度の状況.....	20
(4) 削減目標.....	21
2. 二酸化炭素削減に向けた取り組み.....	22
(1) 個人単位での取り組み.....	22
(2) 組織（所属）での取り組み.....	22
(3) その他の取り組み.....	23
第4章 気候変動による影響への適応.....	24
第5章 計画の推進に向けて.....	25
1. 計画の推進体制.....	25
(1) 区域施策編・気候変動対策編（町全体）.....	25

(2) 事務事業編（町営部分）	25
2. 計画の推進について	26
(1) 計画の推進に向けた町民・事業者・行政の役割	26
(2) 進行管理	26

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

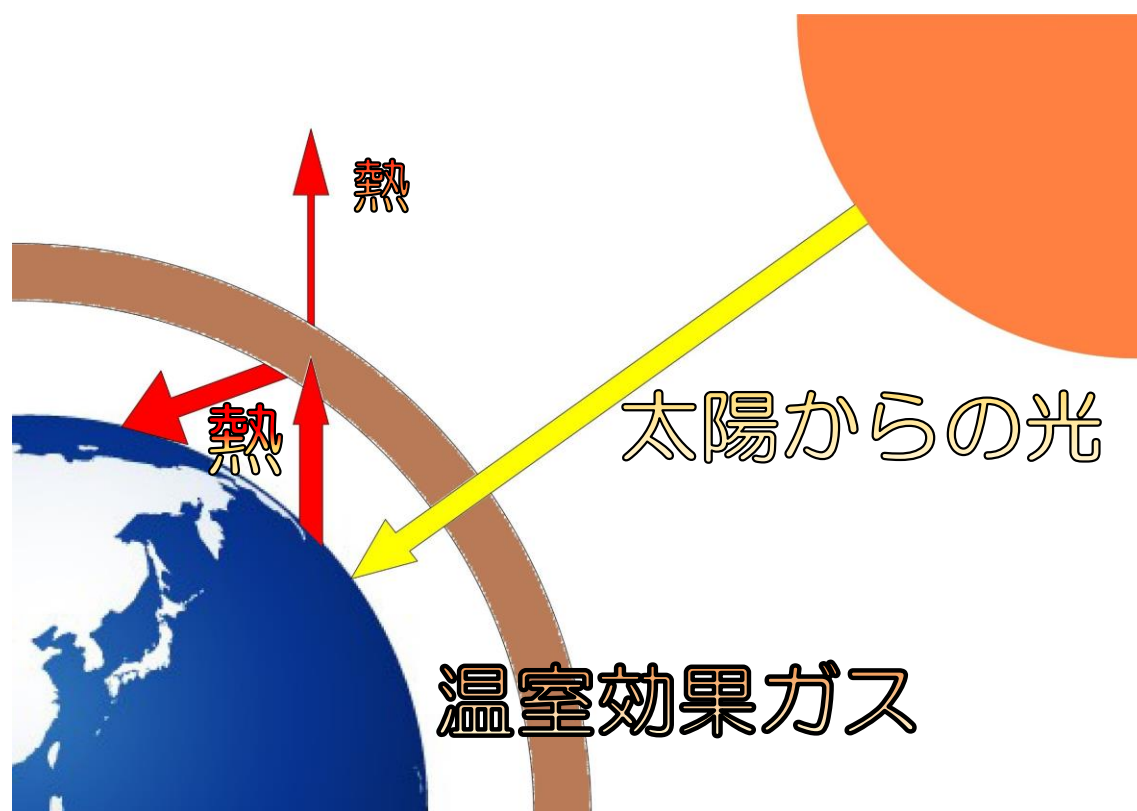
(1) 地球温暖化問題とは

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。大気中に微量に含まれる二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロンなどが、温室効果ガスといわれています。

地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発したりするおそれがあり、ひいては自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されています。

過去 100 年間に地球全体の平均気温は 0.3～0.6 度と急激に上昇しており、現在のペースで温室効果ガスが増え続けると、2100 年には平均気温が約 2 度上昇すると予測されています。

温室効果ガスと地球温暖化メカニズム



(2) 地球温暖化の現状と影響

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880年から2012年の期間に0.85℃上昇しました。最近30年の各10年間は、1850年代以降のどの10年間よりも高温を記録しています。

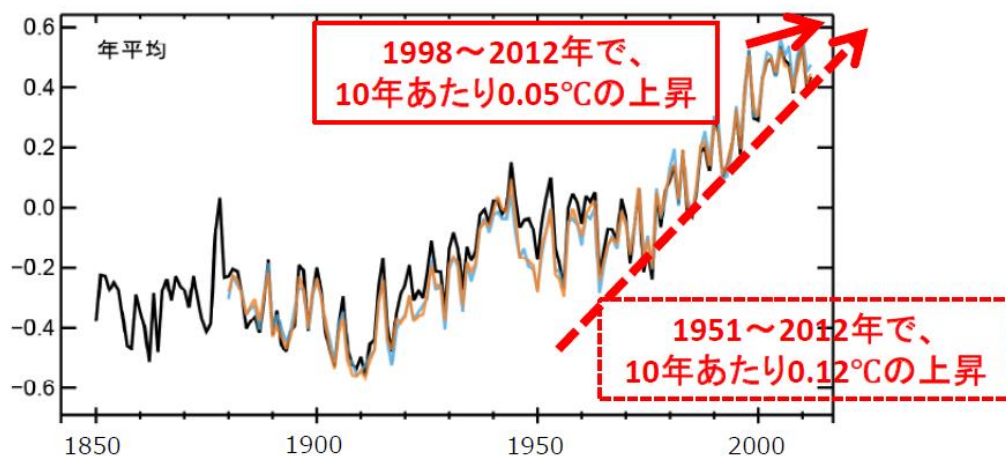


図. 観測された世界平均地上気温（陸域+海上）の偏差（1850～2012年）

出典：図, IPCC AR5 WG I SPM Fig. SPM.1(a) 抜粋

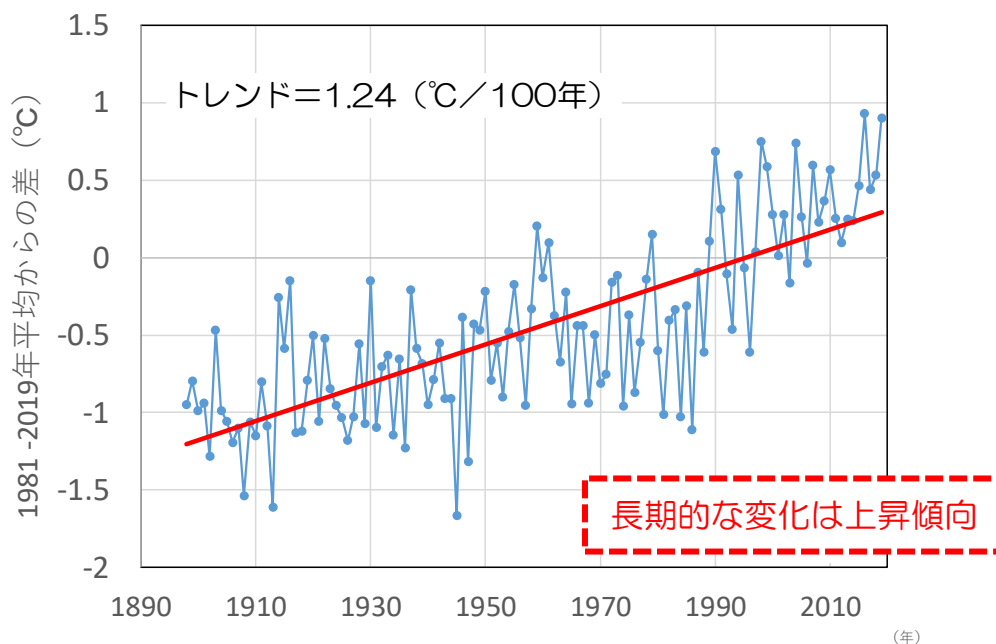


図.日本の平均気温の推移

出展：気象庁サイト

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えています。たとえば、氷河の融解や海面水位の上昇、洪水や干ばつなどの頻発化、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が観測され始めています。



出典:環境省「地球温暖化の日本への影響 2001」
国立環境研究所 江守正多「地球温暖化の将来予測と影響評価」

(3) 地球温暖化対策に関する動向

1 持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)

開発アジェンダの節目の年、2015年(平成27年)の9月25日~27日、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標を掲げました。この目標が、ミレニアム開発目標(MDGs)の後継であり、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs エスディージーズ)」です。目標7では「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、目標13では「気候変動に具体的な対策を」ことが掲げられています。

国連に加盟する全ての国は、2015年(平成27年)から2030年(令和12年)までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすこととなります。

自立・持続可能な庄内町を実現することは、SDGsの理念と一致することであり、本町も世界共通の目標となるSDGsの理解を深め、本町ならではの特性や資源を活用して本計画を推進していくことで、SDGs実現に貢献することが求められます。



2 パリ協定の採択及び発行

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、途上国を含む全ての参加国に排出削減の努力を求める枠組みであり画期的なものと言えます。

3 国の取り組み

政府は、2015年（平成27年）7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年（令和12年）度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定しました。

2. 庄内町の特徴

(1) 位置・地勢

本町は、山形県の北西部にあり、庄内平野の南東部から中央にかけて位置しています。霊峰月山の頂を有し、月山を源とする清流立谷沢川と日本三大急流の1つ最上川に沿う、南北に長い地形です。最上川をはさんで、北に酒田市、東に戸沢村、南東に大蔵村、南に西川町、南西に鶴岡市、北西に三川町と、それぞれに面し、地形的にもまた道路・鉄路においても庄内地方と内陸地方を結ぶ分岐点であり、庄内地方への玄関口になっています。

地勢は、北端を西流する最上川の河川堆積物からなる扇状地性平坦地と、霊峰月山をはじめとする山間、山岳丘陵地の二地区に分けられます。庄内平野の中央から東部に位置する平野部は肥沃な耕地となっており、大半が良質米生産地です。南東側の山間、丘陵地域である立谷沢地区の中央を県下でも清流を誇る立谷沢川が北流して清川地区で最上川に合流しています。

(2) 気候

本町の気候は、日本海の影響を強く受ける湿潤な海洋性気候に属し、気温の日変化は割合に少なく、内陸部に比べると温暖です。しかし、年間を通じて南東風と北西風が多く、特に立川地域は、冬期は北西の季節風が激しく、4月から10月にかけては局地風「清川ダシ(東風)」が強い地域で、年間を通して90日前後は風速10m/s以上の風が吹き荒れる全国的にもまれな強風地帯となっています。積雪は、平野部が0.6mから1m、山間部が約2m、奥地の月山北麓の集落は3m以上に達します。

(3) 土地利用

本町は、東西22.2km、南北38.9kmと南北方向に細長く、面積は249.17km²となっています。全体の地目別では森林面積が62.3%を占め、農用地が23.0%、河川等が3.1%とで、水と緑に囲まれた田園都市であることが分かります。

土地利用区分

	農用地	森林	河川等	道路	宅地	その他
総面積 (24,917ha)	5,727	15,521	783	854	736	1,296
土地利用比率 (%)	23.0	62.3	3.1	3.4	3.0	5.2

(平成30年山形県統計年鑑)

(4) 人口

本町の人口は、2015年(平成27年)の国勢調査では21,666人となり、2010年(平成22年)

国勢調査の23,158人に対して6.4%の1,492人が減少、1990年（平成2年）から25年間では18.9%の5,039人が減少しています。

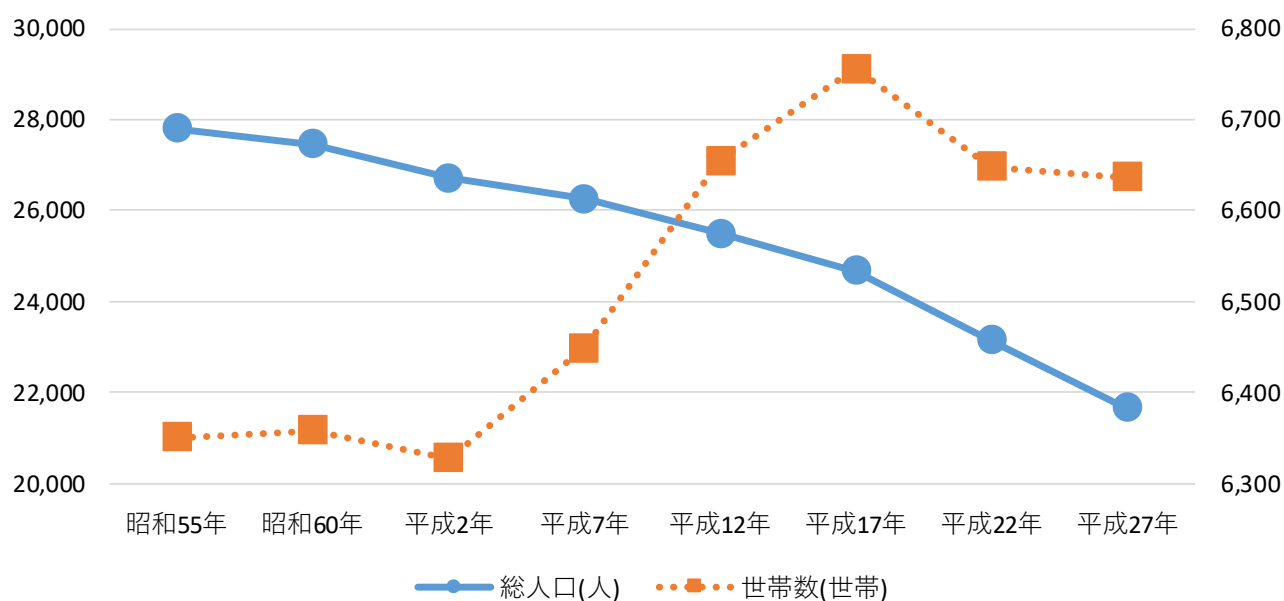
一方、世帯数においては、平成27年（2015年）が6,637世帯で、平成22年（2010年）の6,648世帯に比べ、0.2%の11世帯が減少しており、平成2年（1990年）以降の25年間では4.9%の309世帯が増加しています。

一世帯あたりの人数は、平成27年（2015年）現在、3.26人で、こうした人口の減少と世帯数の増加が相まって、年々減少傾向にあり、核家族化の進行がうかがえます。

人口と世帯の推移

区分	1980年 昭和55年	1985年 昭和60年	1990年 平成2年	1995年 平成7年	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年
総人口 (人)	27,798	27,458	26,705	26,251	25,489	24,677	23,158	21,666
世帯数 (世帯)	6,351	6,358	6,328	6,449	6,655	6,756	6,648	6,637
1世帯当 り(人)	4.40	4.32	4.22	4.07	3.80	3.59	3.48	3.26

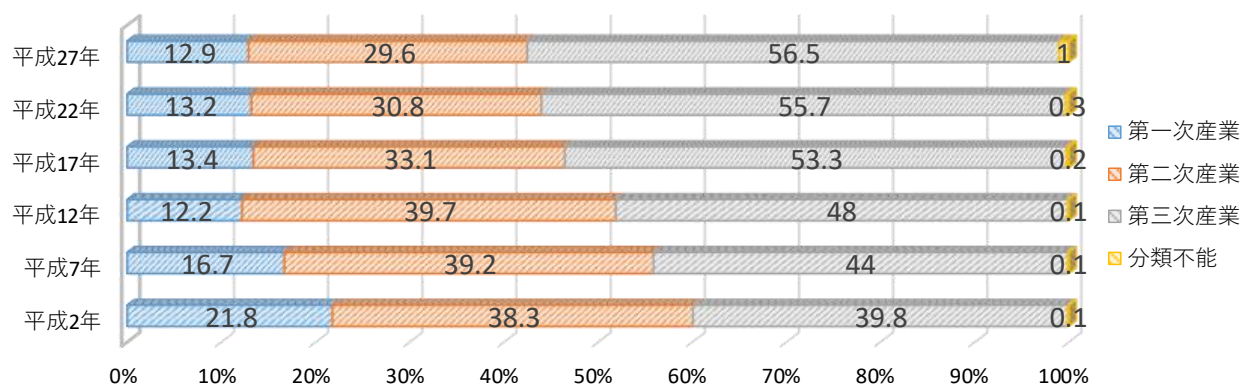
(国勢調査)



(5) 産業

本町は、基幹産業の農業のほか、地域資源を活かした地場産業の振興や商業振興などを積極的に進めてきました。就業者人口は、2015年（平成27年）現在では11,152人で、平成2年の14,147人と比べ2,995人（21.2%）減少しています。

産業別就業者数では、第3次産業が6,306人（全体の56.5%）と最も多く、これに第2次産業3,300人（同29.6%）、第1次産業1,434人（同12.9%）と続いており、第3次産業は増加傾向にありますが、第2次産業は減少傾向にあります。第一次産業は底打ちした感があります。



(国勢調査)

3. 計画の目的と位置づけ

(1) 計画の目的

庄内町は、環境問題やエネルギー問題に対して、いち早く着目し、風力発電やバイオマス熱利用などの地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入や、独自の省エネルギー活動である庄内町町民節電所事業など、町の特徴となる事業を積極的かつ継続的に実施し「新エネルギー百選」や「次世代エネルギーパーク」の認定を受けてきました。

また、庄内町は、令和2年11月に、地球温暖化対策の更なる加速を意思表示するため、二酸化炭素排出量を2050年までに実質ゼロにする「庄内町ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

本計画は、庄内町第2次総合計画の将来像「人と自然が輝き合う日本一住みやすいまち」及びゼロカーボンシティの実現のため、本町の豊かな自然との共生、省エネ・省資源対策と再生可能エネルギーの活用をより一層推進するために策定します。

そのために、本計画では、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入や地域活性化につながる事業の推進、環境エネルギー教育の推進を図り、エネルギー自給率や再生可能エネルギー導入比率の向上によるエネルギーの地産地消の推進や、温室効果ガス削減による地球温暖化対策を進めることで、自然を活かし、自然に安らぐまちづくりを進め、「環境共生日本一のまちづくり」を推進します。

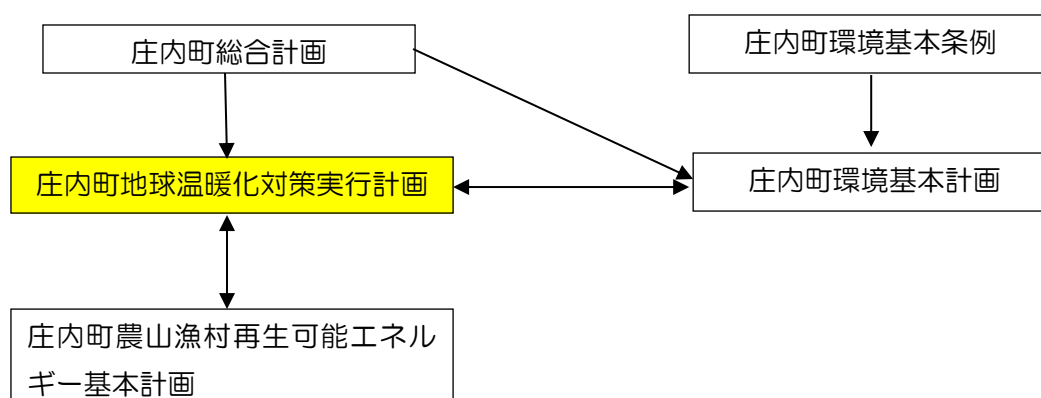
また、再生可能エネルギーの導入により農山漁村の活性化を図るため策定された「庄内町農山漁村再生可能エネルギー基本計画」の実現により地域活性化を図ります。

本町では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく計画として、「庄内町新エネルギー総合利用計画」（平成18年6月～）を町域全体における二酸化炭素排出削減に向けた「区域施策編」として、「庄内町役場環境配慮行動計画」（平成19年1月～）を町の事務事業における二酸化炭素排出削減に向けた「事務事業編」として策定し、それぞれにおいて具体的な目標を設定し、見直しを行いながら削減のための取り組みを継続してきました。

本計画は、町民・事業者・町が一体となって総合的かつ計画的に取り組めるように、区域施策編と事務事業編をひとつの計画にまとめることとし、更に気候変動に対応する計画としての位置づけとします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、下図に示す位置づけとします。



4. 計画期間と基準年度

(1) 計画期間

本計画は、庄内町がゼロカーボンシティを目指す2050年度（令和32年度）までを計画期間とします。また、本計画の庄内町環境基本計画が期限を迎えると同じ2025年度（令和7年度）を短期目標とし、2030年度（令和12年度）を中期目標とするが、計画を取り巻く情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 基準年度

国の地球温暖化対策計画に準じて、2013年度（平成25年度）を基準年度とします。



庄内町町民節電所イメージキャラクター
エコリン・エコパパ・エコプー

第2章 区域施策編（町内全体）

1. 基本的事項

(1) 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスとは、温対法第2条第3項に掲載される以下の7種類のガスを指しますが、本計画では、温室効果の影響の大部分を占める**二酸化炭素（CO₂）のみを対象**とします。

温室効果ガスの種類		排出される主な活動	算定対象	算定手法
二酸化炭素(CO ₂)	エネルギー起源	燃料の使用、供給された電気の使用、供給された熱の使用	○	按分法
	非エネルギー起源	工業プロセス、廃棄物の焼却、廃棄物の原燃料	△ (廃棄物焼却のみ)	按分法
メタン(CH ₄)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼育及び排泄物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料、排水処理	×	
一酸化二窒素(N ₂ O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料、家畜の排せつ物管理、焼却処分、廃棄物の原燃料、排水処理	×	
ハイドロフルオロカーボン(HFC)		クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用	×	
パーフルオロカーボン(PFC)		アルミニウムの製造、PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用	×	
六ふっ化硫黄(SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断機その他の電気機械器具の使用・点検・排出	×	
三ふっ化窒素(NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造		

（2） 庄内町の二酸化炭素総排出量

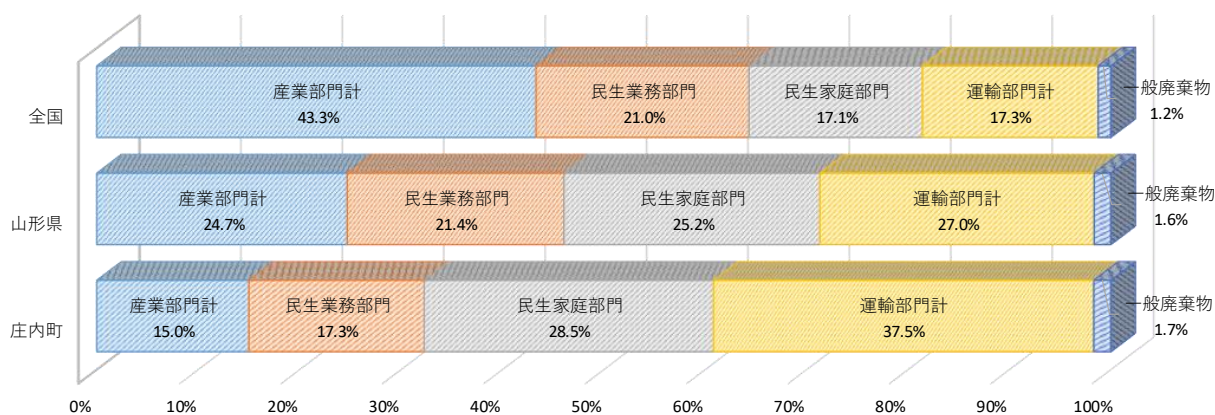
本町における二酸化炭素総排出量は2017年度（平成29年度）で128.9千t-CO₂となっており、基準年度である2013年度（平成25年度）比で10.3%の減少となっています。

■庄内町の二酸化炭素総排出量

年度 項目			CO ₂ 排出量（千t-CO ₂ ）			
			1990 平成2年	2005 平成17年	2013 (基準年) 平成25年	2017 平成29年
エネルギー 起源CO ₂	産業部門	製造業	23.0	25.5	15.4	15.0
		建設・鉱業	6.5	4.1	3.0	3.3
		農林水産業	0.7	1.4	1.3	1.0
		計	30.2	31.0	19.7	19.4
	民生業務部門		18.7	26.5	26.1	22.3
	民生家庭部門		27.6	40.7	44.1	36.8
	運輸部門	自動車	51.2	56.6	50.1	46.9
鉄道		1.6	1.5	1.8	1.5	
計		52.9	58.1	51.9	48.3	
合計			129.4	156.3	141.8	126.8
エネルギー 起源CO ₂ 以外	廃棄物	一般廃棄物	1.3	1.1	1.2	2.2
	合計		1.3	1.1	1.2	2.2
排出量合計			130.7	157.4	143.0	128.9
森林吸収			▲ 17.1	▲ 20.1	▲ 28.3	▲ 26.1
実質排出量			113.6	137.3	114.7	102.8
1990年度(平成2年度)比			-	20.8%	1.0%	-9.5%
2005年度(平成17年度)比			-	-	-16.4%	-25.1%
2013年度(平成25年度)比			-	-	-	-10.3%

注）表中の合計欄と内訳の積み上げは、表示単位未満の端数を四捨五入しているため、一致しない場合があります。

なお、庄内町は国県と比べ、産業部門が少なく運輸部門と民生部門からの排出が多い傾向となっています。



（3）削減目標

本町は、国全体に比べ再生可能エネルギーのポテンシャルが高いことから、2050 年度（令和 32 年度）にはゼロカーボンシティとなることを目標とします。

また、短期目標として、2025 年度（令和 7 年度）に 22%、中期目標として、2030 年度（令和 12 年度）に 30%の削減を目指します。

	庄内町	山形県	全国
基準年度	2013 年度 （平成 25 年度）	2013 年度 （平成 25 年度）	2013 年度 （平成 25 年度）
短期目標	2025 年度 （令和 7 年度） 基準年度比 ▲22%	2020 年度 （令和 2 年度） 基準年度比 ▲19%	-
中期目標	2030 年度 （令和 12 年度） 基準年度比 ▲30%	2030 年度 （令和 12 年度） 基準年度比 ▲26%	2030 年度 （令和 12 年度） 基準年度比 ▲26%
長期目標	2050 年度 （令和 32 年度） ゼロカーボン	2050 年度 （令和 32 年度） 基準年度比 ▲80%	2050 年度 （令和 32 年度） 基準年度比 ▲80%

なお、目標値は、電力会社によって供給される電気と町内再生可能エネルギー発電に由来する電気の二酸化炭素排出量の差分及び森林吸収などカーボン・オフセット（二酸化炭素を排出した分を埋め合わせること）分を含むものとします。

2. 二酸化炭素削減等に向けた取り組み

(1) 具体的な取り組み（現時点での考えられる施策を列記）

導入施策	具体的内容
1 再生可能エネルギーの総合的利用	1 再生可能エネルギーによる発電及び利用
	①庄内町農山漁村再生可能エネルギー基本計画の推進 民間事業者による再生可能エネルギーの導入を促進する一方、収益の一部を地域に還元してもらうことにより、農山漁村の発展を図る。
	②再生可能エネルギーによる発電事業の推進 町内の再エネ由来の電気を増やすため、発電事業を推進する。 ・太陽光発電 ・水力発電 ・風力発電 ・バイオマス発電
	③再エネ由来電源の地産地消の仕組み作り 町内で発電した電力を地産地消できるように、新電力等を利用して、町民がその電気を使用できる仕組みを作る。
	④再エネ比率が高い新電力等の推奨 再エネ比率が高い新電力等の情報提供等して、切り替えを推奨する。
	⑤町内で作った再エネ由来電源を都市部へ売電 ゼロカーボンを推進し、余剰となった電力を都市部に売電するとともに、互いの交流を深め経済的発展も目指す。
	2 再生可能エネルギーによる熱利用
	再生可能エネルギーによる熱利用 再生可能エネルギーによる熱利用を推進する。 ・バイオマス熱 ・地中熱 ・太陽熱 ・雪氷熱
	3 都市ガスの利用
	都市ガスの利用 CO ₂ の排出が比較的少なくクリーンな都市ガスを推進する。 ・メタネーション※の技術によるメタンを使用 ・カーボンニュートラルLNG※の導入
	4 その他
	再エネを用いた災害に強いまちづくりの検討 災害等で町内の電源、熱源が消失した場合に地元産エネルギーを活用できる仕組みづくりを検討する。

<p>2 省エネルギー地域活動の推進</p>	<p>1 運輸部門</p>
	<p>①エコカーの推進</p> <p>エコカーへの乗り替えを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ZEV(ゼロエミッションビークル)電気自動車、プラグインハイブリッド、燃料電池車等の推進
	<p>②エコドライブの推進</p> <p>本町から排出されるCO₂の1/3以上を占める運輸部門からの排出を抑制するために、エコドライブを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイヤの空気圧、不要な荷物、エアコンの温度 ・ふんわりスタート、余裕のある車間距離、減速時早めのアクセルを離す等が始めの一歩
	<p>2 家庭部門</p>
	<p>①町民節電所事業の推進</p> <p>本町独自の取り組みである町民節電所事業を、多くの町民が参加できるよう仕組みを見直し、継続的に推進する。</p>
	<p>②小中学校省エネチャレンジ事業</p> <p>小中学校児童生徒が地球温暖化について学ぶ場を提供し、省エネに努めてもらえる土壌づくりをする。</p>
	<p>③家庭の省エネ住宅改修サポート制度の導入</p> <p>ヒートショックの事故防止、ゼロカーボン住宅の基礎となる断熱住宅への全体改修・部分改修への援助</p> <p>既存の建設課で実施している持家住宅建設祝金の拡充等</p>
	<p>3 業務部門</p>
	<p>①温暖化実行計画（事務事業編）の推進</p> <p>役場関係の環境配慮行動を実践する。</p>
	<p>②国の中小企業省エネ診断の推進</p> <p>無料で工場等のエネルギー管理状況の診断及び設備の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善提案 ・省エネ関連セミナーの講師派遣
	<p>4 産業部門</p>
	<p>中小企業のSDGsの推進</p> <p>中小企業に対してSDGsの推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7 再生可能エネルギーを率先して使用 ・13 気候変動への対策、省エネ推進

	<p>5 廃棄物部門</p> <p>3Rの推進によるゴミの排出抑制</p> <p>リデュース：製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくする。 マイバッグ、シェア</p> <p>リユース： 使用済み製品等を繰り返し使用する。 フリーマーケット、ガレッジセール 地域の中で、不要なものを必要な人につなぐシステムづくり</p> <p>リサイクル：廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用する。 資源ごみの分別回収、リサイクル製品の積極的に利用、生ごみ処理機等たい肥化、家電等の訪問回収</p>
<p>3 森林吸収源対策の推進</p>	<p>①森林の保全及び整備により CO₂ を吸収し削減</p> <p>②森林を計画的に 50 年かけて伐採し、灯油の代わりに、木質燃料として利用</p>
<p>4 地球温暖化防止に関する啓発</p>	<p>② 次世代エネルギーパークの推進 環境エネルギー問題への理解を深め、低炭素社会実現に向けた普及啓発事業を実施する。</p> <p>③ 地球温暖化対策の啓発 地球温暖化防止出前講座の推進や各種メディア等で地球温暖化防止啓発を実施する。</p>

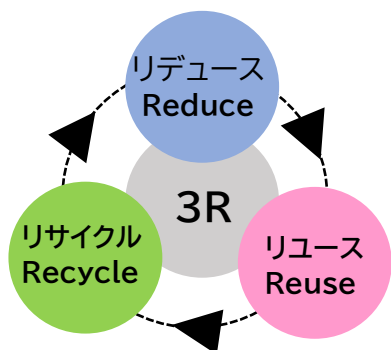
※メタネーション：再生可能エネルギーにより水 H₂O から水素 H₂ を生産し、空気中の CO₂ と結合させメタンガス CH₄ を合成する技術、既存のガス管で供給する

※カーボンニュートラル LNG：いわゆる天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスとその会社が保有する CO₂ クレジットを相殺する、いわゆるカーボン・オフセットすることで、燃焼させても地球規模では CO₂ が発生しないとみなされる LNG

家庭でできる二酸化炭素の削減に取り組みましょう

イ ごみを減らすための3Rを実践しましょう

リサイクルできるからといって大量消費と大量のごみを出し続けていけば、資源の枯渇と地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出を防ぐことができません。



3Rとは

ごみを減らす「リデュース」
 使い続ける「リユース」
 再利用する「リサイクル」
 私たちが住む地球のためにも身近な生活で簡単にできる3Rを実践しましょう。

ロ 省エネルギーを心がけましょう

化石燃料を燃やすと地球温暖化の原因である二酸化炭素を排出してしまいます。

省エネルギーを実践することで、地球の生活環境を悪化させる地球温暖化の更なる進行を防ぎましょう。



町民節電所とは

省エネルギーを実施するとその分エネルギーが余ることになり、その積み重ねにより発電所を建設したと同じ意味になります。



エコドライブとは

燃料消費量や二酸化炭素の排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”です。

ハ 高断熱住宅を選びましょう

高断熱・高気密住宅は「暑さ、寒さからのストレスから解放されて、いつも快適に過ごしたい」という理想の住まい暮らしにつながります。



高断熱住宅とは

冷暖房費を節約できる省エネルギー住宅でヒートショックを防止するなど、人に・住まいに・地球にやさしいことが特徴です。

第3章 事務事業編（町営部分）

1. 基本的事項

(1) 対象とする範囲

計画の対象範囲は、町が行う全ての事務事業及び町が所有する全ての施設（指定管理施設を含む）を対象とします。

施設例

分類	対象施設	担当部局
事務系部門	庁舎・保健センター等	町長部局
事業系部門	水道施設・下水道施設・ガス施設・風力発電所等	町長部局
町民サービス系部門	保育園・幼稚園・学校・学校給食共同調理場・バス事業・公民館・体育施設・文化施設・観光施設・公園等	町長部局 教育委員会部局
公用車		町長部局 教育委員会部局

※対象外とする事務事業、施設

- ・他者に委託して行う事務事業
- ・建設工事等の一時的な事業
- ・公営住宅
- ・公共施設にテナントとして入居している事業者

（2）対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項において規定された削減対象となる7種類とします。ただし、HFC、PFC、SF₆、NF₃は本町の事務事業からの排出がほとんどない、或いは実態把握が困難であるため、算定の対象からは除外します。

温室効果ガスの種類（温対法第2条第3項）

ガス種類	発生源
二酸化炭素（CO ₂ ） ※対象	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、対象とされる7種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
メタン（CH ₄ ） ※対象	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。
一酸化二窒素（N ₂ O） ※対象	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。
ハイドロフルオロカーボン（HFC） ※対象外	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。
パーフルオロカーボン（PFC） ※対象外	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。
六ふっ化硫黄（SF ₆ ） ※対象外	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。
三ふっ化窒素（NF ₃ ） ※対象外	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。

（3） 基準年度の状況

町の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を把握するため、基準年について温対法施行令に基づく最新の排出係数を用いて再算定し、メタン及び一酸化二窒素に係る排出を加算しています。

2013年度（平成25年度）度総排出量は4,265.6t-CO₂となっており、温室効果ガスの種別では二酸化炭素が全体の約92%を占めています。エネルギー種別では、電気が約60%、次いで都市ガスが約14%となっています。

①温室効果ガス種別排出状況 2013年度（平成25年度）

温室効果ガス種別	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	3,928.4	92.1
メタン (CH ₄)	174.2	4.1
一酸化二窒素 (N ₂ O)	163.0	3.8
計	4,265.6	100.0

②エネルギー種別温室効果ガス排出状況 2013年度（平成25年度）

エネルギー種別	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
電気	2,550.2	59.8
都市ガス (12A)	611.7	14.3
灯油	356.8	8.4
重油	65.9	1.5
ガソリン	94.3	2.2
軽油	214.8	5.0
下水等処理過程	199.3	4.7
廃棄物 (堆肥生産)	130.2	3.1
その他 ※	42.4	1.0
計	4,265.6	100.0

※その他 LPガス、車両走行に伴う排気ガス、都市ガス製造過程、水道使用に伴う間接的な排出など

③事務事業分類別温室効果ガス排出状況 2013年度（平成25年度）

部門別	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
事務系部門	362.3	8.5
事業系部門	1,409.7	33.1
町民サービス部門	2,402.4	56.3
公用車	91.2	2.1
計	4,265.6	100.0

（4）削減目標

庄内町役場が行うすべての事務事業により排出される温室効果ガスの総排出量を基準年度（2013年度（平成25年度））と比較して、2030年度（令和12年度）に8%削減することとするが、短期目標として、2025年度（令和7年度）に5%削減することと目標とする。

項目	基準値 基準年度：2013年度 （平成25年度）	短期目標値 2025年度 （令和7年度）	目標値 2030年度 （令和12年度）
温室効果ガス 総排出量	4,265.6t-CO ₂	5%削減 (4,052.3t-CO ₂)	8%削減 (3,924.3t-CO ₂)

2. 二酸化炭素削減に向けた取り組み

（1）個人単位での取り組み

①エネルギー使用量削減の取り組み

- ・業務上必要な照度を確保し、昼休みや時間外はできる限り消灯する。
- ・OA機器類は省エネモードを活用するほか、長時間使用しない場合は電源を切る。
- ・公用車の適正管理に努め、エコドライブを徹底する。
- ・公務出張時、公共交通機関の利用や相乗りを推奨し、近距離の移動はできるだけ徒歩や自転車を利用する。
- ・定時退庁を心がけ、退庁した事務室の部分消灯などエネルギーの削減を推進する。

②節水に関する取り組み

- ・トイレでの不要な二度流しを自粛する。
- ・洗車、歯磨き等は、水をこまめに止める。

③廃棄物の削減に関する取り組み

- ・印刷やコピーは両面印刷を心がけ、必要枚数を確認し行う。
- ・コピー用紙の裏面利用を推奨する。
- ・文書等の電子化に努め、不要な印刷はできる限り行わないようにする。
- ・使用済み封筒やファイル類の再利用に努める。
- ・廃棄書類の分別を徹底し、紙類の資源化に努める。
- ・マイボトル、マイ箸持参に努める。

（2）組織（所属）での取り組み

①エネルギー使用量削減の取り組み

- ・利用していない部屋の照明、冷暖房の適切管理など庁舎の効率的な利用を進めます。
- ・冷暖房機器の適正運転に努める（室温：冷房 28℃、暖房 19℃）。
- ・LED 等省エネ型照明機器の導入に努める。

②省エネルギー設備等の導入

- ・施設の新社や増改築にあたっては、省エネルギー、省資源化、長寿命化を重視した仕様の設備システムを導入し、環境負荷の低減に配慮する。
- ・事務機器等の導入更新の際は、省エネルギー型を推進する。
- ・公用車更新の際は、低排出ガス車や電気自動車の導入に努める。

③グリーン購入の推進

- ・製品等の購入及び役務の提供に際しては、環境省が示す最新の「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき調達する。
- ・使い捨て製品の購入を控え、リサイクル製品や詰替え可能な製品を選択する。

④公共工事における環境配慮

- ・公共工事は、発注者として仕様に基づき、環境の保全と環境負荷低減に努める。
- ・建設副産物の有効利用と適正処理を図る。

⑤職員の意識啓発

- ・日頃から環境への配慮を心がけ、積極的に「環境に対する負荷低減意識」を取り入れる。
- ・職員の環境保全に対する意識を啓発するため、職員研修を計画的に実施する。
- ・イントラネット等を活用した環境に関する情報提供を行い、職員の意識向上に努める。
- ・環境配慮行動推進リーダーが中心となり、取り組み達成に向けた進捗管理、声掛け等を行う。

(3) その他の取り組み

①エコオフィス運動

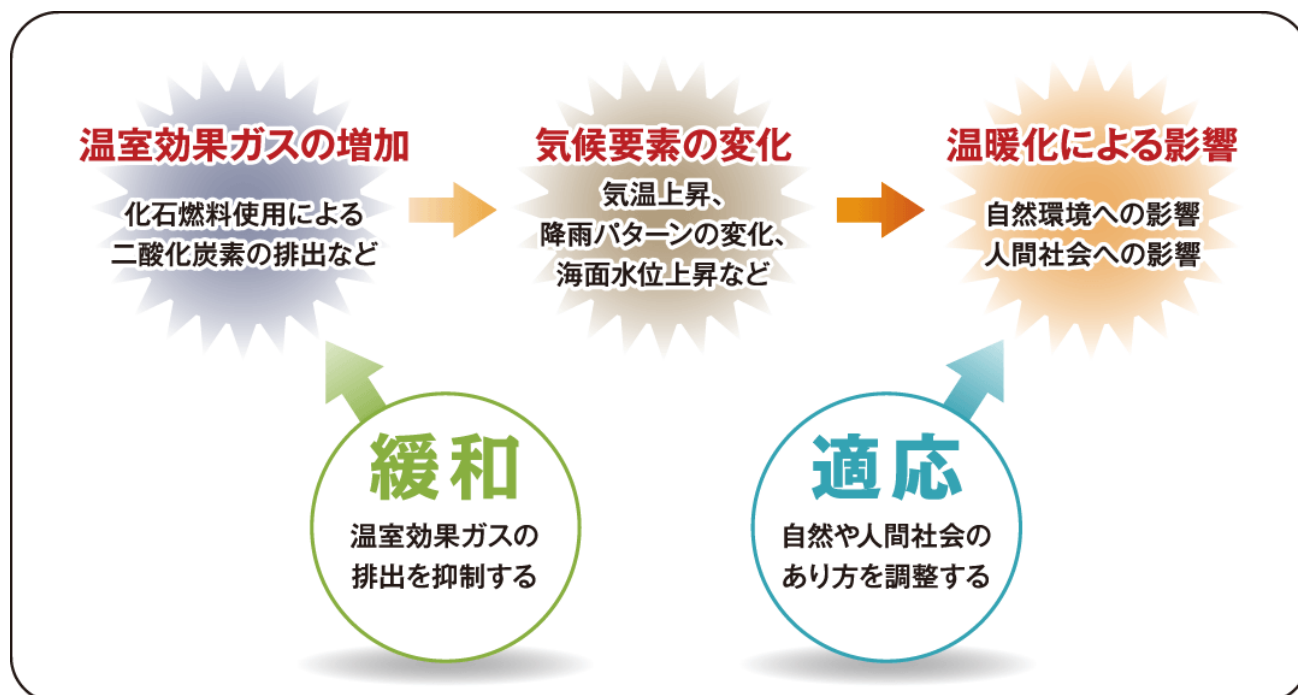
例年5月1日から9月30日まで夏季エコオフィス運動、11月1日から3月31日まで冬季エコオフィス運動を実施し、冷暖房の適正温度管理の徹底、クールビズやウォームビズの励行等、省エネルギーに努める。実施期間については上記期間を基本とするが、天候や気温、電力需要の状況等を勘案し決定するものとする。

②エコドライブの推進

公用車ではふんわりアクセルや無駄な荷物を載せないなどのエコドライブに努め、徒歩、自転車、相乗り、公共交通機関を積極的に利用し、自家用車の使用抑制に努めるものとする。

第4章 気候変動による影響への適応

地球温暖化についてはもはや疑う余地がなく、第1章 1.(2)で述べたとおり地球温暖化による気候変動により今後さらなる自然環境や人間社会への影響が予測されています。気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に起こりつつある、または起こり得る気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応」を進めることが求められています。



出典：環境省

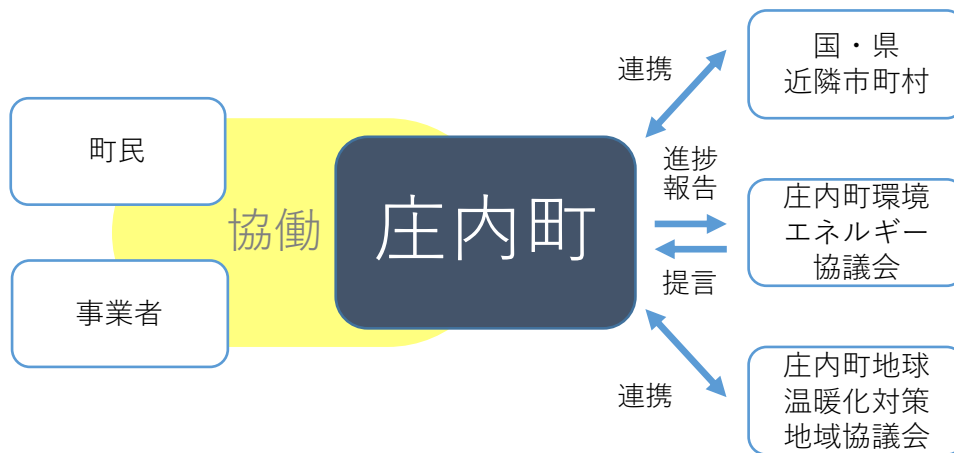
【施策の展開方向】

- 国の適応計画の分野ごとの施策を推進します。
- 現在既に影響が生じている事象に対して優先的に取り組む一方、現時点では影響が確認されていないものの将来的に予測されている影響の状況や程度を注意深く把握しながら、必要に応じ段階的に取り組みを拡大していきます。
- 関係部局と連携・調整を図りながら、各分野の施策について周知啓発を促進します。

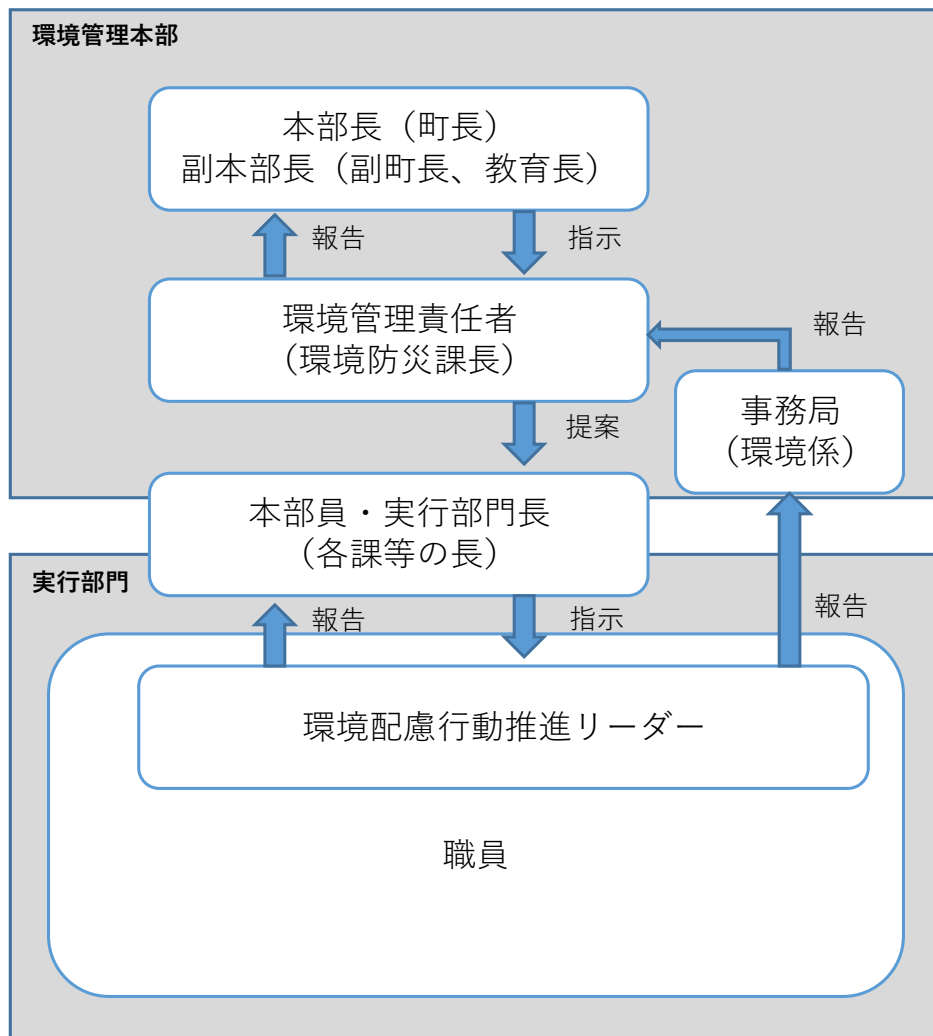
第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 区域施策編・気候変動対策編（町全体）



(2) 事務事業編（町営部分）



2. 計画の推進について

(1) 計画の推進に向けた町民・事業者・行政の役割

【町民の役割】

- 家庭に設置できるような再生可能エネルギーを国や県、町などの支援制度を有効に活用しながら、積極的に導入します。
- 家庭における省エネルギーを推進し、環境負荷の少ない、地球環境に配慮したライフスタイルを推進します。

【事業者の役割】

- 事業者は、産業活動のなかで多様なエネルギーを消費していることから、国などが実施する各種支援制度などを有効に活用しながら、工場や事務所において省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を図ります。

【行政の役割】

- 本町の特性を活かすことができる計画を策定し、その実現にむけた施策や支援策の展開を図ります。
- 公共施設への再生可能エネルギー導入を率先しながら、町民への再生可能エネルギーに関する情報提供を行い、理解を深めながら、町民への普及、啓発を図ります。
- 常時、国や県の動向を把握しながら、有効な各種支援制度の活用を図ります。
- 将来を担う子ども達に対しては、学校教育の一環としてエネルギーや環境問題を積極的に取り入れ、町の取り組みについての学習と、将来にむけた人材育成を図ります。
- 再生可能エネルギーや省エネルギーの推進は、エネルギー問題や地球環境問題解決のためだけでなく、まちづくりに寄与するような取り組みを行うとともに、行政内の連携を密にできる組織体制を整備します。
- 再生可能エネルギーや省エネルギーの推進により、町民の新たなライフスタイルの形成を図ります。

(2) 進行管理

本計画は、計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルに基づき推進します。

